

〔事案 2023-358〕 新契約無効等請求

・令和 6 年 12 月 4 日 裁定終了

※本事案の申立人は、本契約の契約者の子（相続人）である。

< 事案の概要 >

適合性原則に反する契約であること等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったものの。

< 申立人の主張 >

平成 28 年 4 月に証券会社を募集代理店として契約した外貨建個人年金保険について、以下等の理由により、契約の無効（請求①）と、本契約を締結する際の資金とするために売却した金融商品を自分の請求どおりの商品や状態にして返す等の対応（請求②）、経費・慰謝料の支払い（請求③）を求める。

- (1) 契約者のニーズは、「一定額を受け取りながら運用したい」「安心したい」であったが、本契約はニーズとかけ離れている。保険料の原資となった金融商品は契約者のニーズに合っていたが、これを売却して保険を購入させ、契約者に不利益を与えた。
- (2) 設計書は、高齢の契約者には理解できないものである。理解していればこのようなひどい保険は買わないため、説明義務違反の疑いがある。
- (3) 募集人は、契約前の説明時に契約者の親族に連絡しようとしなかった。
- (4) 意向確認書の保険料の原資の欄で、売却した金融商品がチェックされておらず、これは無効事由である。
- (5) 2 つの契約関係書類にそれぞれ異なる誤った生年月日を記入しており、当時の契約者の認知能力は家族の生年月日を間違えるレベルであった。
- (6) 募集代理店を訪問するために要した交通費、「家族に知らせずに契約者と勝手に保険契約されたこと」、「契約者に不利益を与える契約をしたこと」、「保険が契約後 5 年間元本割れしてストレスをためたこと」、「本件が介護が必要な親への親孝行に時間的・精神的に影響したこと」に関して慰謝料を請求する。

< 保険会社の主張 >

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者は複数の金融商品の投資経験があり、一定の金融資産を保有しており、日常的に他の証券会社で株式等の取引を行うなど自身の判断で各種金融商品の取引を行う方であり、本契約についても自身で判断したものである。金融資産の保険への切り替えの意向や、保険料原資の選択についても契約者自身の判断によるものである。
- (2) 募集人は、所定の募集資料を使用し、契約者からの質問に対して、契約者が理解するまで丁寧な説明を行った。また、契約者は、商品説明を受けた日は検討のため申込みを行わないとはっきり募集人に伝え、後日改めて申込みを行っており、十分に検討して納得の上で申し込んでいる。
- (3) 募集代理店では、一定の年齢以上の高齢者に対して、募集人の上席者の面談等による適合性の確認を必須としている。面談の際、契約者は理解力、判断力の衰えの様子はなかった。加えて、契約時に募集人は申立人の同席を頼んだが、遠方に居住していること等から契約者が拒否した。

- (4) 意向確認書の保険料の原資の欄は、記入時点での考えを選択するものである。
- (5) 契約者は、申込みから 5 年弱で一時払保険料を上回るタイミングを見計らって解約手続を行ったとおり、解約時のみならず申込時にも商品内容や仕組みを理解していたといえる。家族の生年月日を間違えたことをもって契約内容が理解できるレベルではないという主張は不合理である。
- (6) 平成 30 年に申立人から本契約に関する申立てがあつて以降、契約者と当社の職員が複数回通話したが、契約者から契約取消を求める申し出は一切なかった。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約締結時の説明状況等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、請求①③については、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

また、請求②については、いずれも募集代理店が証券会社としての立場で関与したものであり、本契約を締結する際の資金とするために売却した金融商品に対する請求については、保険会社ではなく証券会社への請求となるため、裁定手続を打ち切ることにした。